

公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和5年7月12日

愛媛県立新居浜東高等学校長 竹宮 直孝

入 札 説 明 書

1 入札に付する事項

- (1) 件名
愛媛県立新居浜東高等学校本館手洗い場修繕業務
- (2) 業務の内容等
仕様書等配布資料のとおり
- (3) 業務期間
契約の日から令和5年11月30日まで
- (4) 業務の履行場所
愛媛県立新居浜東高等学校 愛媛県新居浜市東雲2丁目9-1
- (5) 入札方法
ア 入札は、紙入札により行うこと。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加者に必要な資格

- (1) 知事の審査を受け、令和5～7年度の競争入札に参加する資格を有すると認められた者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 開札をする日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。
- (4) 過去5年間に、県内において、国又は地方公共団体等において種類を同じくする業務を履行した実績を有する者であること。
- (5) 一般建設業許可「建築一式工事」を取得している者であること。
※ 上記の確認方法については、下記10のとおり。

3 入札及び開札の日時、場所等

- (1) 日時
令和5年8月2日(水) 午前11時00分
- (2) 場所
愛媛県立新居浜東高等学校 本館1階 会議室
- (3) 開札は、即時開札とする。

4 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

5 契約保証金

愛媛県会計規則第152条から第154条までの規定による。

6 契約書作成の要否

要

7 落札者の決定方法

- (1) この公告に示した業務を履行することができる为学校長が認めた入札参加者であつて、愛媛県会計規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 前項の予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者が複数ある場合、落札者の決定は、くじ引きにより決定するものとする。

8 契約条項

9において配布する「仕様書及び添付書類」のとおり。

9 入札関係書類の配布方法

愛媛県立新居浜東高等学校ホームページ(総合案内>事務室より>入札情報)から入手すること。

10 入札参加資格確認方法

入札に参加を希望する者は、必要な資格を有することの確認を受けるため、次のとおり必要な書類を提出しなければならない。

なお、学校長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(1) 必要書類

- ア 受託要件確認書
- イ 上記2(4)を証する書面
- ウ 上記2(5)を証する書面

(2) 提出先及び提出期限等

- ア 提出先
下記12の照会先
- イ 提出期限
令和5年7月26日(水) 午後4時50分まで
- ウ 提出方法
持参又は郵送(期限必着)

エ 受付時間

持参する場合は、休日を除く日の、午前8時20分から午後4時50分まで(午後0時20分から午後1時05分までの間を除く。)とする。

(3) 入札参加の通知

提出された入札参加資格確認書類の内容を確認し、参加不許可の場合のみ、令和5年8月1日(火)までに通知する。

11 その他の事項

- (1) 入札参加者若しくはその代理人が、本件業務に関して要した費用については、すべて当該者が負担するものとする。
- (2) 本入札についての質問
 - ア 本入札についての質問は、質問事項を記載した書面により提出することができる。
 - イ 本入札についての質問を提出する場合は、令和5年7月21日(金)午後4時50分までに、12に記載する照会先へ提出すること。
 - ウ 入札上の注意事項は、9において配布する資料によるものとする。

12 照会先

- (1) 担当係名 愛媛県立新居浜東高等学校 事務室
- (2) 所在地 〒792-0864 愛媛県新居浜市東雲町2丁目9番1号
- (3) 電話番号 0897-37-0149

※入札当日に必要なもの

- 入札書
- 委任状(代理人が入札に参加する場合。)
- 代表者印(代理人が出席する場合は、委任状に押印している代理人の印鑑。)